高知市生活支援給付金（第3期　こども加算）に関するよくある質問

Ⅰ　制度概要・対象世帯について

Q　高知市生活支援給付金（第3期　こども加算）とはどのような制度ですか。

A　高知市生活支援給付金（第3期 非課税世帯）又は高知市生活支援給付金（第3期 均等割のみ課税世帯）の対象世帯のうち，同一世帯に18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童のいる世帯に対して，児童1人あたり5万円を現金給付します。

Q　児童の父母が別世帯で，いずれの世帯も非課税世帯であるが，母が児童と同一世帯の場合，どちらの世帯がこども加算の支給対象となりますか。

A　原則，こどもの属する世帯の世帯主に給付することになりますので，母の世帯が対象世帯となります。

Q　別居している扶養児童がいますが，支給対象となりますか。

A　高知市生活支援給付金（第3期　非課税世帯又は均等割のみ課税世帯）の支給対象世帯で，別世帯の児童を扶養している場合は，別途申請いただくことで，こども加算の支給対象となる場合があります。
（例）高知市外の高校の寮に住民票を登録しているが，高知市内の世帯が扶養している場合。

Q　基準日（令和6年6月3日）の翌日以降に新生児が生まれましたが，支給対象となりますか。

A　申請期限である令和6年9月30日までに生まれた新生児については，対象となります。

Q　令和6年6月4日以降に高知市に転入し，令和6年度の住民税非課税（又は均等割のみ課税）世帯向け給付金（10万円）は転入前の市町村で受給しました。こども加算はどちらの市町村で支給されますか。

A　高知市におけるこども加算の対象者は，原則，基準日時点で本市に住民登録がある方になりますので，令和6年6月4日以降に本市に転入した方については，転入前の市区町村にお問合せください。
なお，DV被害等のやむを得ない事情がある方は，別途お問合せください。

2　手続きについて

Q　給付金はいつ頃振込まれますか。

A　基準日時点で公金受取口座のご登録をされている世帯の方には，令和6年6月28日に「支給のお知らせ」を発送し，令和6年7月16日の振込予定です（特に申請等の手続きは必要ありません。）。
公金受取口座のご登録をされていない世帯の方には，「支給要件確認書」を令和6年7月1日から順次発送いたします。確認書が届きましたら，必要事項をご記入のうえ，同封の返信用封筒にてご返送ください。返送があったものから順次審査を行い，不備がなければ提出から約2～4週間後に振込予定です。

Q　どのようにして支払われますか。

A　原則，世帯主の銀行口座へ高知市生活支援給付金（第3期　非課税世帯又は均等割のみ課税世帯）と合わせて振り込まれます。

Q　いつまでに手続きをしないといけませんか。

A　確認書の返送期限は令和6年9月30日（必着）までです。令和6年6月4日以降に生まれた新生児につきましては，別途お問合せください。

Q　提出期限を超えて確認書を提出した場合はどうなりますか。

A　提出期限までに提出いただけない場合は，給付金を受け取ることができません。